

**越谷市マンション管理適正化推進計画(案)に関する意見公募手続の
実施概要及び結果**

意見公募手続の実施概要	
意見募集期間	令和5年12月6日(水)～令和6年1月12日(金)
周知方法	広報こしがや お知らせ版(令和5年12月号)、 市ホームページ、cityメール、LINE、X(旧Twitter)
閲覧場所	越谷市ホームページ、行政資料コーナー、各地区センター、 建築住宅課
提出方法	(1) 行政資料コーナー、各地区センター、建築住宅課に 設置しているご意見箱に意見用紙を投かん (2) 建築住宅課に郵送(必着)又はファックスもしくは 電子メールで送信 (3) 電子申請

意見公募手続の結果													
意見公募の総数	29件(6人)												
提出方法の内訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">意見箱</td> <td style="text-align: right;">15件(3人)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">郵送</td> <td style="text-align: right;">0件(0人)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">ファックス</td> <td style="text-align: right;">0件(0人)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">電子メール</td> <td style="text-align: right;">5件(1人)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">電子申請</td> <td style="text-align: right;">9件(2人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">合 計</td> <td style="text-align: right;">29件(6人)</td> </tr> </table>	意見箱	15件(3人)	郵送	0件(0人)	ファックス	0件(0人)	電子メール	5件(1人)	電子申請	9件(2人)	合 計	29件(6人)
意見箱	15件(3人)												
郵送	0件(0人)												
ファックス	0件(0人)												
電子メール	5件(1人)												
電子申請	9件(2人)												
合 計	29件(6人)												
意見への対応区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">A : 計画に意見を反映する</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">B : 計画に示されている</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">C : 計画に対する意見、質問として受けるが、 計画案のとおり</td> <td style="text-align: right;">14件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">D : その他 (計画に関連しない意見、要望、質問等)</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">合 計</td> <td style="text-align: right;">29件</td> </tr> </table>	A : 計画に意見を反映する	3件	B : 計画に示されている	5件	C : 計画に対する意見、質問として受けるが、 計画案のとおり	14件	D : その他 (計画に関連しない意見、要望、質問等)	7件	合 計	29件		
A : 計画に意見を反映する	3件												
B : 計画に示されている	5件												
C : 計画に対する意見、質問として受けるが、 計画案のとおり	14件												
D : その他 (計画に関連しない意見、要望、質問等)	7件												
合 計	29件												
意見等に対する市の考え方	「ご意見の内容と市の考え方について」を参照												

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A :計画に意見を反映する
- B :計画に示されている
- C :計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D :その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理 番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応 区分
1	第1章 1ページ	<p>削除すべき文章、又は修正すべき文書</p> <p>1ページ本文 18 行目「周辺環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されます。」</p> <p>削除:(理由)本計画とは無関係。3ページの4「計画の対象」と齟齬。</p>	<p>管理が適正にされないと、建物の老朽化や外壁の剥がれなどから、周辺環境に悪影響を及ぼすマンションとなる可能性があります。</p> <p>本計画に基づき、マンション管理の適正化を推進することで、このような事態を防ぐことにも繋がるものであることから、本計画の背景として記載しています。</p>	C
2	第1章 1、2ページ	<p>はじめの「1背景と目的」の中で越谷市としての施策に「マンションにおける継続的で良好な居住環境の整備を図ること」を目的とされることが記されており、計画の位置づけに、「越谷市都市計画マスタープラン」などの関連計画と「マンションの管理適正化」の連携が示されていますが、10 年後に越谷市内に老朽化した管理不全マンションを出現させないための打ち手を具体的に示して頂かなければ、この計画への賛同は得られないのではないかと思われま</p>	<p>本計画は、管理組合や区分所有者による自主的な管理の適正化を推進するための方針を示し、施策を講ずることで、市内マンションの老朽化の抑制や管理不全による周辺への危害等を防止することにより、マンションにおける継続的で良好な居住環境の整備を図ることができるよう策定に取り組んでいます。</p>	B
3	第1章 2 ページ 第5章 31、32、34 ～36ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・強靱化の「靱」は「鞆」に修正 ・全体 「集会」⇒「総会」 	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>なお、集会と総会については、分かりやすい表記とするため、「集会(総会)」の併記で統一します。</p>	A

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A : 計画に意見を反映する
- B : 計画に示されている
- C : 計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D : その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所: いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理 番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応 区分
4	第1章 2 ページ	目標11「住み続けられるまちづくりを」の達成に寄与するものです。 ⇒どのように寄与できるか具体的な文言を記載すべき	本計画の推進により、マンション管理の適正化を図ることは、持続可能なまちづくりにつながるものであるという考えから、SDGs目標11に寄与することを位置づけています。 ご意見を踏まえ、追記します。 また、ご意見をいただいたことにより、SDGsに掲げられている17のゴールについて再度検討を行ったところ、本計画では、各主体が相互に連携を図ることを37ページに示していることから、SDGs目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」についても追記します。	A
5	第1章 3ページ	削除すべき文章、又は修正すべき文書 3ページ 3. 計画期間 本文2行目なお書き以下「社会情勢に変化が生じた場合等は必要に応じて…」 修正:「 <u>計画の定着状況により、計画を見直す</u> 」(理由)社会情勢と本計画(案)の主旨は関係薄い。	社会情勢等の変化による計画の見直しについては、本計画の根拠となる「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」や「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」の改正等に対応する必要があることから記載しています。 また、本市の実情を踏まえ策定している本計画については、39ページに記載している通り、施策効果についての検証を実施し、必要に応じて改善や見直しを行うこととしています。	C
6	第2章 4ページ	1.「越谷市のマンションの現況」と2.「越谷市分譲マンション実態調査」は、末尾に資料として貼附。要旨のみ、3 ページほどにまとめる。図表等は末尾。 理由:①課題を前提として、各マンションに「管理計画作成」の必要性を説くことがポイント。②現況と本計画(案)作成	令和4年度に実施した「越谷市分譲マンション実態調査」の結果は、本計画の重要な要素となっており、本計画には、その結果をわかりやすく抜粋して記載しています。 また、実態調査の結果から、市内マンションの課題を分析し、現状を具体	C

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A : 計画に意見を反映する
- B : 計画に示されている
- C : 計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D : その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所: いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理 番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応 区分
		の関係が不明。リンクしない。	的に把握するための基礎資料として掲載しています。 これにより、皆様にも現状の理解と、本計画の背景を認識していただくことが可能となると考え、計画案のと通りの構成としています。	
7	第2章 21ページ	21 ページには「耐震化の取組状況」について記載されていますが、旧耐震基準のマンションで耐震診断が進まない理由は、耐震診断の結果、補強に莫大な費用が発生する、或いは補強不可となることを懸念しているからにほかなりません。このような状況を越谷市住宅課が十分に認識し、出口戦略に真剣に取り組まないと越谷市内にある 1981 年以前に建築確認申請通知を受けたマンションは老朽化を辿る予備軍となること必至です。このようなマンションに対して出口戦略があれば、耐震診断を安心して行うことが出来ると思われま	21ページの「耐震化の取組状況」は、令和 4 年度に実施した「越谷市分譲マンション実態調査」において、耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するアンケート調査の結果を示しています。さらに、23ページには、耐震化が困難な理由を把握するために直接行ったヒアリング調査の結果も示しています。 本市では、30ページ(施策3-4)に示している通り、「越谷市建築物耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準で建築されたマンションに対し、耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部補助を行うことにより耐震化の促進に取り組んでいます。	B
8	第2章 22ページ	22 ページには「建替え」について記載されていますが、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造の建物は適切な管理条件下では 100~120 年持つことは建築知識があれば常識です。建替えが成立する条件は建替えに伴い余剰床の売却益で建替え資金が調達できない限りほぼ不可能です。	22ページの「建替え」は、令和 4 年度に実施した「越谷市分譲マンション実態調査」におけるアンケート調査の結果を示しています。さらに、23ページには、建替えが困難な理由を把握するために直接行ったヒアリング調査の結果も示しています。 いただきましたご意見については、今後の取組や施策において参考とさせていただきます。	C

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A :計画に意見を反映する
- B :計画に示されている
- C :計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D :その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理 番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応 区分
9	第3章 26ページ	<p>削除すべき文章、又は修正すべき文書</p> <p>1. 基本的な考え方 本文3行目「管理組合や区分所有者による自主的な適正管理を促進すること…」</p> <p>修正:「<u>管理組合や区分所有者による自主的な適正管理を促進することを越谷市として最大限関与し、支援することを…</u>」</p> <p>(理由)基本方針はあくまでも行政側の方針であるため。</p>	<p>国の「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」に示されているとおり、私有財産の集合体であるマンションの管理の主体はあくまでも管理組合となります。</p> <p>そのため、本計画では、マンションに居住する方が自主的に適正な管理を行うことができるよう促進するための市の施策に関する事項等を定めています。</p>	C
10	第3章 26ページ 第4章 27ページ	<p>位置づけられた「具体的な施策」の具体性が見えない。「促進」、「蓄積」、「充実」、「開催」、「助言」、「支援」? 「何時までに、誰が、何を、いかなる方法で」。</p> <p>それにより如何なる問題点が解決?</p> <p>考え方:民事への行政介入であり、難しいのは承知。現時点で具体的な施策策定も、できないことも承知。ただ、これでは絵に描いた餅になる。当面 2 年程度は、第 6 章「計画に向けて」のPDCAサイクルの中で、定着と浸透状況を見極め、その後の、各マンションに提案する、具体的な施策策定の落とし込みが良いのでは。</p> <p>内容変更:第 3 章「マンションの管理適正化を図るための施策」</p> <p>本文修正「…3つの基本方針ごとに。本市は行政機関として取組む具体施策を下記の通り定め、本計画の認識、定着を見極めた後、各マンションの管理組合に期待する具体策を提示する。必要により、行政指導も行う。」</p>	<p>本計画における「具体的な施策」は、「第3章 2. 施策の基本方針」に位置づけている3つの基本方針に沿って定めており、効果的な市からの支援ができるように、市内マンションの管理状況の把握から、管理運営に対する意識向上のための施策、管理運営による適正管理を促進します。</p>	C

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A :計画に意見を反映する
- B :計画に示されている
- C :計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D :その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
11	第3章 29ページ	マンション管理相談の相手として越谷市在住管理士に限定するのは危険な考え方です。相談相手としてのマンション管理士にも力量不足(特に大規模修繕工事、長期修繕計画)が否めません。	<p>本市で過去に開催した、マンション管理セミナーや無料相談会では、一般社団法人 埼玉県マンション管理士会と協力し実施しており、マンション管理士の居住地に関わらずご協力いただきます。</p> <p>なお、マンション管理においては、様々な課題が複合的に生じることもあるため、29ページ〈施策2-2〉に示している通り、マンション管理士以外の専門家を派遣する制度等の創設を検討します。</p>	B
12	第4章 30ページ	基本方針3〈施策3-3〉管理不全のおそれがあるマンションへの能動的な支援等 ⇒「能動的な支援」として、市が自ら積極的に働きかける「さま」について、具体例を記載すべき	<p>マンションは、一つの建物を複数人で所有しており、様々な価値観等を持つ区分所有者がいることなどから、管理状況等はマンションごとに異なり、その管理状況を把握する方法は限られています。</p> <p>そのため、市からの能動的な働きかけにより、継続的な管理状況の把握に努めるとともに、管理不全な状態となることを予防するための支援等の実施を検討します。</p>	C
13	第4章 30ページ	管理不全マンションの再生に向けてマンション管理士を活用してください。またその為の予算を獲得してください。	<p>本市では、マンション管理における様々な課題に対する専門的な見地からの支援が行えるよう、29ページ〈施策2-2〉に示している通り「越谷市マンション管理士派遣制度」を実施しています。</p>	B

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A :計画に意見を反映する
- B :計画に示されている
- C :計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D :その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理 番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応 区分
14	第4章 30ページ	P30 ページの「マンションの耐震化に対する支援」はどの程度の補助があるのでしょうか。補強不可のマンション居住者には市内の健全な空き家と交換し、補強不可建物は新たな施設用地として市の資産とするなど、まちぐるみの事業として取り組めば、市内の新たな産業活動にも繋がるのではないのでしょうか。	本市では、30ページ〈施策3-4〉に示している通り、「越谷市建築物耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準で建築されたマンションに対し、耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部補助を行うことで耐震化の促進に取り組んでいます。 いただきましたご意見については、今後の取組や施策において参考とさせていただきます。	C
15	第4章 30ページ	耐震補強が可能となったマンションには、適切な管理運営がなされ且つ越谷市分譲マンション登録制度に登録されていれば、住宅金融支援機構の「すまい・債」より更に低金利で長期間の融資が受けられるようにすれば、インセンティブがはたらく制度の創設、越谷市内の優良ストック化にも繋がります。	住宅金融支援機構の「すまい・債」は、修繕積立金の計画的な運用のために発行する債券のことで融資制度ではありませんが、「すまい・債」の残高がある場合は、同機構における「マンション共用部分リフォーム融資」の金利が引き下げられます。 いただきましたご意見については、今後の取組や施策において参考とさせていただきます。	C
16	第4章 30ページ	基本方針3〈施策3-5〉マンションの防災対策の促進 ⇒P2で連携をうたう、越谷市国土強靱化地域計画に位置づけられた下記の「リスクシナリオ」を記載すべき 1-2-① 建築物の耐震化等の促進、 1-3-⑦ 計画的な基盤整備と土地利用の誘導	本計画においても、越谷市国土強靱化地域計画に示されている、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を想定し、被害の軽減を図ることは重要であるという考えから、2 ページで同計画と連携することを示しています。 いただいたご意見を踏まえ、リスクシナリオを意識した施策を促進できるよう、追記いたします。	A

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A :計画に意見を反映する
- B :計画に示されている
- C :計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D :その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
17	第4章 30ページ	「マンションの防災対策の促進」にも触れられていますが、鉄筋コンクリート造のマンションは大震災時には地域被害者の受け皿に成り得ることを考慮すれば、越谷市自らがマンション管理組合組織との連携を積極的に図ることが肝要であると思われます。	いただきましたご意見については、今後の取組や施策において参考とさせていただきます。	C
18	第5章 34ページ	4.「マンションの管理委託の適正化のための管理委託に関する事項」管理会社との付き合いは記載の通り。しかしながら、実態は利益偏重、実務手抜き。本計画(案)作成のため「令和4年8月実施調査」も管理会社の段階で破棄した、悪質な会社もある。 ついては、本計画の遂行にあたり、PDCA(定着後)の中に、実態把握の一環として管理会社へのアンケート実施、巻き込む必要がある。	20ページに示している通り、令和4年度に実施した「越谷市分譲マンション実態調査」における「マンション管理業務の委託状況」のアンケート結果からも、管理の適正化を推進するうえでは、管理会社の役割は重要であると考えられます。 いただきましたご意見については、今後の取組や施策において参考とさせていただきます。	C
19	第5章 35ページ	越谷市の独自基準に「越谷市分譲マンション登録制度」への登録を要件とすることは大間違いです。認定マンションへのインセンティブが大切です。	マンション管理の適正化を効果的に推進するためには、マンションの状況を継続的に把握する必要があることから、「越谷市分譲マンション管理登録制度」への登録を本市の独自基準としています。 なお、国においては、管理計画認定制度に関するインセンティブとして、住宅金融支援機構における住宅ローン「フラット35」の金利優遇やマンション長寿命化税制による固定資産税の減税(要件の一つに「管理計画の認定を受けること」が含まれる)などの制度があります。 上記以外のインセンティブについて	C

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A : 計画に意見を反映する
- B : 計画に示されている
- C : 計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D : その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所: いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
			は、国に要望しており、今後の課題として検討します。	
20	第6章 37ページ	37 ページでは「専門家及び民間事業者等の役割」の中で注意が必要なこととして、建築知識を十分に持たないマンション管理士が関与する相談は規約・運営に関わる相談に限定する必要があると感じています。市が主催する相談でミスリードが起これば、その責任は免れません。	マンション管理においては、様々な課題が複合的に生じることもあるため、29ページ〈施策2-2〉に示している通り、マンション管理士以外の専門家を派遣する制度等の創設を検討します。	B
21	第6章 37ページ	削除すべき文章、又は修正すべき文書 (3)市の役割 2行目「また、施策の実施にあたっては、必要に応じて庁内関係…」 挿入: 施策の実施にあたっては、 <u>所管課にマンション管理士を置き、相談に即応するとともに、必要に応じて庁内関係…</u> (理由)管理組合運営を熟知していることが必要	経験が豊富で、区分所有者等からの専門的な相談業務等に従事しているマンション管理士の方が管理組合の運営を熟知しており、より適切なアドバイスが可能であると考えています。 そのため、本市では、専門的な見地からのマンション管理への支援として、29ページ〈施策2-2〉に示している通り、「越谷市マンション管理士派遣制度」を実施しています。	C
22	第6章 38ページ	計画の目標のうち、目標4 管理計画認定制度における認定件数 ⇒目標30件の嵩上げ(目標1 管理組合数の現状84、目標180件に比べて少なすぎる)	目標4の目標値の設定については、既に管理計画認定制度を開始している埼玉県内の自治体や中核市の認定実績の件数を参考に設定しました。 管理計画認定マンションの増加は、マンション管理の水準の維持向上を図るものであるため、制度の周知等に取り組みます。	C

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A : 計画に意見を反映する
- B : 計画に示されている
- C : 計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D : その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所: いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
23	-	<p>私は、28年経過し本年29期目になる市内のマンションに居住しています。60所帯ある中規模マンションです。</p> <p>当マンションでは、昨年に管理組合理事長の「解任」と、自治会会長の「退去」(辞任)が発生しました。(それぞれ別人)</p> <p>このマンションにとって重要なキーマンがいなくなるという緊急事態にもかかわらず、マンション全体の管理組合総会の日がやって来るまで居住者は気がつけなかったのは大変残念なことでもありました。</p> <p>解任された管理組合理事長は、就任当初から「マンション管理士」のアドバイスを受け、居住者の利益のために手を尽くしていたはずなのですが、管理組合理事会における任期途中の解任となってしまいました。</p> <p>その際の、議事進行や書類に目を通せば、管理組合理事長とマンション管理士の、議論の外堀が埋められていくような文章作成の構成等から、マンション管理会社(東急コミュニティー)が手を入れ作文した文書に理事代表者がサインする様式で、何か管理組合理事長とともにマンション管理士「外し」が行われている構図にも見え、もしやマンション管理会社の策略?かのもありました。</p> <p>当方は、マンションの一居住者として、毎月1回発行の議事録から管理組合での議事進行は見守っているつもりでし</p>	<p>理事会や総会の運営については、個々の管理組合ごとに様々な課題を抱えているものと考えます。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の取組や施策において参考とさせていただきます。</p> <p>なお、専門的な見地からのマンション管理への支援として、29ページ〈施策2-2〉に示している通り、「越谷市マンション管理士派遣制度」を実施していますので、ご活用をご検討ください。</p>	D

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A :計画に意見を反映する
- B :計画に示されている
- C :計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D :その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理 番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応 区分
		<p>たが、議事録にはオフレコとなっていた部分があったのか、繰り返しになりますが、マンション管理組合総会で上記の報告があるまで、ほとんど表沙汰になることはありませんでした。総会においても詳細は触れられず仕舞い。双方に弁明の機会もありませんでした。</p> <p>「管理の適正化」が、意見募集の目的なのだとすれば、既にこうした管理が不安定なマンションが越谷市内に存在していることも承知しておいていただければ、「適正化」はいわゆる「専門業者」によっていかようにも歪められてしまうこともある、ということ、さらにはそうした事象が生じる背景をも是非知っていただければと思い、全く個人的視点から関心を持ち投稿を致しました。</p> <p>PDFは立派に作成されており、PDCAの進捗管理も型通り慎重に進められているように見えます。</p> <p>私の投稿はかなり偏向した見方になっているのかもしれませんが。全く足並みの揃わない理事会を作り出してしまうのも、構成員たる居住者一人一人の責任でもあるのでしょうか。今後、同じマンション内で生活をして行く上で障害となるようなことが起こらぬことを願うばかりで、いわゆる利害関係者が錯綜するほどひどいレアケースも既に発生しており、「適正化案」に包含されていくことを期待する次第です。</p>		

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A :計画に意見を反映する
- B :計画に示されている
- C :計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D :その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
24	-	越谷市まちづくりの防犯対策をマンション管理に取り入れた適正化推進が必要だと思います。事件がマンションに関連してこないよう、パトロールまで含めて越谷警察署との対応が良いと思います。犯罪被害者支援と無断侵入を防ぐようにと思います。	いただきましたご意見については、所管部署と共有し、今後の取組において参考とさせていただきます。	D
25	-	これからも引き続きマンション居住者の立場に寄り添った住宅施策を推進頂くことをお願いいたします。	市民の皆様が安心して本市にお住まいいただけるよう、住宅政策に取り組めます。	D
26	-	確認事項:本計画(案)は管理組合実態調査、改正法令、国交省指針を基に作成されていると思いますが、他の住民(または代弁者としての市議)の考えは反映しているのでしょうか。	本計画は、令和4年度の「越谷市分譲マンション実態調査」における、マンション管理組合を対象としたアンケート調査と、ヒアリング調査の結果も踏まえ策定しています。また、マンションの居住の有無にかかわらず、市民の皆様のご意見を幅広く伺うため、意見公募手続を行いました。	D
27	-	「越谷市マンション管理適正化推進計画(案)」の公表が遅過ぎます。	本計画は、令和5年度中の策定を予定していることから、計画案の公表は適切な時期であると考えています。	D
28	-	建築住宅課の皆様ももう少しマンション管理について勉強してください。協力は惜しみません。	市民の皆様が安心して本市にお住まいいただけるよう、住宅政策に取り組めます。	D
29	-	要望事項:「資料(案)」の配布は実施すべき。少なくとも関係部署訪問、要請者には配布を。広報では「(案)HPで閲覧」と記載。公簿手続資料では「HPで閲覧、指定場所での閲覧」となっている。関係部署で配布を求めたが、担当	「越谷市意見公募手続に関する要綱」に基づき、建築住宅課及び行政資料コーナー、市内13か所の地区センターにおいて閲覧資料を公表し意見公募手続を行いました。 また、広報紙にすべての資料を掲載	D

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- A :計画に意見を反映する
- B :計画に示されている
- C :計画に対する意見、質問として受けるが、計画案のとおり
- D :その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(案)のページを示す

整理 番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応 区分
		<p>者は拒絶。要綱によると、「広報誌」「広報媒体に掲載する方法」も有り。要綱違反と思料。最終的には、実費負担により、写しの提供を受けた。①意見公募の主旨②要綱③配布希望者は少ないと思われる。ことから、配布を拒む理由はない。</p> <p>穿った見方をすれば、市政に関与したい方のデジタルデバインド無視、応募者排除。</p>	<p>することは困難なため、市公式ホームページに掲載するとともに、閲覧場所についても周知しました。さらに、容易に市公式ホームページ上の資料を閲覧することができるよう広報紙に QRコードを掲載するとともに、幅広い方へご覧いただくことができるよう cityメールや各 SNS による周知や、電子申請による意見提出も可能としました。</p>	